

高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除について

- ・ 11月7日に三豊市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生養鶏場から半径3kmの区域に設定している移動制限区域を、12月4日(水)午前0時(本日24時)をもって解除します。
- ・ 合わせて、現在運用中の消毒ポイント(4か所)を全て廃止します。

1 移動制限区域の解除

三豊市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、防疫措置が完了した令和6年11月12日(火)から21日が経過することから、国との協議の上、12月4日(水)午前0時(本日24時)をもって、発生養鶏場から半径3kmの区域に設定している移動制限区域を解除します。

2 消毒ポイントの廃止

移動制限区域の解除に伴い、現在運用している全ての消毒ポイントを、12月4日(水)午前0時をもって全て廃止します。

| No. | 設置場所 |
|-----|----------------------------|
| 1 | JA 香川県 仲南支店 |
| 2 | JA 香川県 西讃畜産振興センター (旧神田出張所) |
| 3 | JA 香川県 高瀬支店 |
| 4 | JA 香川県 大野原支店 |

3 今後の対応

- (1) 解除された移動制限区域は、既に設定した監視強化区域(搬出制限が解除された区域)と併せ、監視強化区域として、農場の監視を継続します。
- (2) 防疫措置完了から28日が経過する12月11日(水)に監視強化区域解除検査を実施します。
- (3) (2)の検査で陰性が確認された場合、12月12日(木)午前0時(12月11日(水)24時)をもって監視強化区域を解除し、今回の発生に係る防疫対応を全て終了します。

4 その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉及び鶏卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。